公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| | | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 一般競争入 札・指名競争 入札の別(総 合評価の実 施) | | | 落札率 | 公益法人の場合 | | | |
|--|---|------------|--|--|-------|--------------|-----|-------------|---------------------------|-------------|----|
| 物品役務等の名称及び 数量 | 契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地 | | | | 予定価格※ | 契約金額 | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 分 | 応札・応 募者数 | 備考 |
| 商業施設及びその近郊 に設置された大型ディ スプレイを利用した電 波利用環境保護等に関 する広報請負 | 支出負担行為担当官 星 克明 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60 | Н27. 1. 9 | 株式会社JTBプロモー ション 石川県金沢市此花町6 -10 | 一般競争 | _ | 1, 198, 800 | = | | | | |
| 遠隔方位測定設備敦賀 センサ局敷設ケーブル 類の移動調整作業請負 | 支出負担行為担当官 伊丹 俊八 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60 | Н26. 6. 25 | 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内 2-7-3 | 一般競争 | | 1, 332, 720 | - | | | | |
| た登山者等の位置検知 | 支出負担行為担当官 伊丹 俊八 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60 | Н26. 6. 18 | エヌ・ティ・ティアド バンステクノロジ株式 会社 神奈川県川崎市幸区大 宮町1310 | 一般競争 | _ | 15, 117, 840 | _ | | | | |
| 電波利用料徴収事務の 補助作業に係る労働者 派遣 | 支出負担行為担当官 伊丹 俊八 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60 | Н26. 6. 6 | マンパワーグループ株式会社 石川県金沢市本町1-5-2 | 一般競争 | - | 1, 283, 521 | = | | | | |
| 平成26年度マスメディ ア等を利用した電波利 用環境保護等に関する 広報請負 | 支出負担行為担当官 伊丹 俊八 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60 | Н26. 5. 15 | ョシダ宣伝株式会社 石川県金沢市中央通町 1-22 | 一般競争 | - | 7, 219, 217 | - | | | | |
| 遠隔方位測定設備に使 用する通信回線の提供 | 支出負担行為担当官 伊丹 俊八 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60 | H26. 4. 1 | 北陸通信ネットワーク株式会 社 石川県金沢市西念1-1- 3 | 一般競争 | _ | 1, 168, 992 | _ | | | | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 ※他の契約の予定価格を類推できる可能性がある場合は公表していません。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| | | | | | | | 4 | | | |
|------|--|-------|-----------------------|----------------------------------|-------|------|---|-----------------------|-------------|----|
| 名称、場 | 契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在 地 | 契約を締結 | 契約の相手方の商号又は 名称及び住所 | 一般競争入札・指名 競争入札の別(総合 評価の実施) | 予定価格※ | 契約金額 | | 国所管、都 道府県所管 の区分 | 応札・応募 者数 | 備考 |
| 該当なし | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 ※他の契約の予定価格を類推できる可能性がある場合は公表していません。